

大規模災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

一般社団法人岡山県歯科医師会（以下、「甲」という。）と一般社団法人岡山県歯科衛生士会（以下、「乙」という。）とは次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岡山県地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う歯科保健医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故等）を含む。

3 乙は、第1項に定める歯科保健医療救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。

（歯科医療救護活動）

第2条 乙は、甲から要請があったときには、災害現場等に設置される医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、歯科医療救護活動等を実施するものとする。

（業務）

第3条 歯科医療救護活動の業務は次のとおりとする。

- （1）歯科医療を要する傷病者に対する補助
- （2）避難所内等における歯科診療の補助
- （3）避難所等での口腔衛生指導、摂食嚥下指導、歯科相談
- （4）地域歯科や医療機関、他メディカルスタッフ、行政担当者等との連絡協働
- （5）その他災害支援や医療救護に関すること

（歯科医療救護活動の要請）

第4条 甲は、災害時において、歯科医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し歯科医療救護活動を実施することを要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、乙の会員である歯科衛生士を甲が指示する避難所等へ派遣するものとする。

（協力体制）

第5条 甲からの要請に応じ乙が行う歯科医療救護活動は、甲が指定する者と協力し、行われるものとする。

2 甲は、前項の甲が指定する者に対し、乙が円滑に歯科医療救護活動を行うことができるよう、必要な援助を行う。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、人員の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

（扶助金の支給）

第7条 甲は、災害救助法第7条（従事命令）の規定により、歯科医療救護活動に関する業務に従事、または協力する者が、これがために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合におい

ては、災害救助法第12条（扶助金の支給）および同法施行令第7条（扶助金の種類）から第15条（打切扶助金）の定めるところにより扶助金が支給されるよう努める。

（研修）

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する研修の参加に努める。

（実施細目）

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、甲、乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は同一の内容で延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年4月3日

甲 岡山県岡山市北区石関町1番5号
一般社団法人 岡山県歯科医師会

会 長

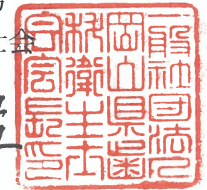
西岡 宏樹



乙 岡山県岡山市北区石関町1番5号
一般社団法人 岡山県歯科衛生士会

会 長

久本 千佳



大規模災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

一般社団法人岡山県歯科医師会（以下、「甲」という。）と、中国歯科用品商協同組合岡山県支部（以下、「乙」という。）とは次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岡山県地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う歯科保健医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集团的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故等）を含む。

3 乙は、組合員及び関係団体等に対し、第1項に定める歯科保健医療救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。

（歯科医療救護活動）

第2条 乙は、甲から要請があったときには、災害現場等に設置される医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、歯科医療救護活動等を実施するものとする。

（指揮命令）

第3条 甲からの要請に応じ乙が行う歯科医療救護活動は、甲が指定する者の指揮命令の下に行われるものとする。

2 甲は、前項の甲が指定する者に対し、乙が円滑に歯科医療救護活動を行うことができるよう、必要な援助を行う。

（歯科用材料、器材及び医薬品の備蓄）

第4条 乙は、平常時より甲の要請に基づき、歯科用材料、器材及び医薬品を甲が指定する場所に備蓄する。
2 備蓄品の管理については、乙が責任をもって行う。

（救援歯科用物資の配給）

第5条 乙は、甲の配給計画に従い、災害救援物資のうち歯科医療救護活動に必要とされる物資については、指定された場所に配給する。

（歯科医療救護活動への要請）

第6条 甲は、岡山県地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要があると認める場合には乙に対し、組合員に歯科用材料、器材及び医薬品を携帯派遣することを要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに人材、器材医薬品を甲に指定された災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設病棟及び避難所等（以下、「医療救護施設等」という。）に配送する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等緊急のやむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により歯科医療救護活動実施における補助、協力を実施する必要が認められたときは、乙の判断により乙の組合員を歯科医師の駐在する医療救護施設等へ器材、医薬品及び人材を派遣する。

4 乙は、前項の規定により組合員を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その了承を得る。

（災害救援物資の輸送等）

第7条 乙は、災害救援物資のうち歯科医療救護活動に必要とされる物資について輸送、通信の確保及びその他歯科医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

（業務）

第8条 歯科医療救護活動の業務は次のとおりとする。

- 被災状況の情報収集
- 災害医薬品の実費（一般価格）での提供
- 罹災した歯科医師会会員等に対する人道的支援

- 人命救助・後片付け等を含めた積極的参加
- その他災害支援や医療救護に関すること

（要請事項の措置）

第9条 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（供給要請の方法）

第10条 前条に掲げる甲の歯科用材料、器材及び医薬品の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合は電話等によることができるものとする。

（歯科用材料、器材及び医薬品の引き取り）

第11条 歯科用材料、器材及び医薬品の引き取り場所及び供給の方法については、甲が指定するものとし、当該場所において甲又は甲が指定する者が品目及び数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（供給の緊急措置）

第12条 一般車両の交通規制等の事情により乙の供給が困難な場合は、甲において必要な措置を講じるものとする。

（費用負担）

第13条 供給要請した歯科用材料、器材及び医薬品の代価については、歯科用材料、器材及び医薬品の供給を受けた者が、実費価格で、供給業者に支払うものとする。

（実施細目）

第14条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、甲、乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（疑義の解決）

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は同一の内容で延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙両者署名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年4月3日

甲 岡山県岡山市北区石関町1番5号
一般社団法人 岡山県歯科医師会

会 長

乙 岡山県津山市北園町24-9
中国歯科用品商協同組合岡山県支部

支部長

大規模災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

一般社団法人岡山県歯科医師会（以下、「甲」という。）と一般社団法人岡山県歯科技工士会（以下、「乙」という。）とは次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岡山県地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う歯科保健医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故等）を含む。

3 乙は、第1項に定める歯科保健医療救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。

（歯科医療救護活動）

第2条 乙は、甲から要請があったときには、災害現場等に設置される医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、歯科医療救護活動等を実施するものとする。

（業務）

第3条 歯科医療救護活動の業務は次のとおりとする。

- （1）歯科医療を要する傷病者に対する補助
- （2）避難所内等における歯科治療の補助
- （3）地域歯科や医療機関、他メディカルスタッフ、行政担当者等との連絡協働
- （4）補綴物等修理（義歯清掃・修理・矯正装置の修理等）
- （5）義歯刻名
- （6）即時義歯等補綴物の作成
- （7）歯科医師会、歯科衛生士会らと連携して必要な救護対応
- （8）歯科医師会、歯科衛生士会らと連携して必要な訪問活動でのアドバイス
- （9）人命救助・後片付け等も含めて積極的な参加
- （10）その他災害支援や医療救護に関すること

（歯科医療救護活動の要請）

第4条 甲は、災害時において、歯科医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し歯科医療救護活動を実施することを要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、乙の会員である歯科技工士を甲が指示する避難所等へ派遣するものとする。

（協力体制）

第5条 甲からの要請に応じ乙が行う歯科医療救護活動は、甲が指定する者と協力し、行われるものとする。

2 甲は、前項の甲が指定する者に対し、乙が円滑に歯科医療救護活動を行うことができるよう、必要な援助を行う。

（研修）

第6条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する研修の参加に努める。

（実施細目）

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、甲、乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（疑義の解決）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は同一の内容で延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者署名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年4月3日

甲 岡山県岡山市北区石関町1番5号
一般社団法人 岡山県歯科医師会

会 長

西岡 栄樹



乙 岡山県岡山市北区石関町1番5号
一般社団法人 岡山県歯科技工士会

会 長

木下 重臣

